

『土木工事における共同企業体構成の考え方』の

一部改正のお知らせ

三重県では「発注方法の取扱いについて」中の別添1「土木工事における共同企業体構成の考え方」を一部改正し、下記のとおり平成27年度から運用いたします。

なお、関係する要領等については、本内容に従い平成27年度に改正いたします。

(1) 「発注方法の取扱い」 別添1 「土木工事における共同企業体構成の考え方」

【改正点】

12億円以上の一般的な土木一式以外の工事において、県内業者がJV代表者となる資格要件を変更します。

改正後

- 2) 一般的な土木一式以外の工事
- (2) 12億円以上の工事

	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 施工実績等の条件 問わない	管内 施工実績等の条件 問わない	参加出来ない	管外 (地域を指定) 施工実績等の条件 問わない
1,200点							
1,100点							
1,000点							
950点							
840点							
(総合点)							

現行

- 2) 一般的な土木一式以外の工事
- (2) 12億円以上の工事

	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 施工実績等の条件 問わない	管内 施工実績等の条件 問わない	参加出来ない	管外 (地域を指定) 施工実績等の条件 問わない
1,200点							
1,000点							
950点							
840点							
(総合点)							

(2) 適用時期

平成27年6月1日 (予定)

※平成27年度格付け時に適用とします。